

田辺市公用封筒広告取扱い基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田辺市有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、田辺市が作製する公用封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|--|
| (1) 掲載位置 | 封筒の裏面のうち、市が指定した位置 |
| (2) 規格 | 長形3号 縦75mm、横85mm
角形2号 縦100mm、横100mm |
| (3) 枠数 | 長形3号 2枠、角形2号 4枠 |
| (4) 広告の色 | 1色刷（黒） |
| (5) 封筒作製枚数 | 長形3号 120,000枚、角形2号 50,000枚 |
| (6) 広告掲載期間 | 封筒作成後、使用を終了するまで（約1年間） |

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は、長形3号については1枠につき50,600円、角形2号については1枠につき33,000円とする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告主は、田辺市有料広告掲載申込書（様式第1号）に広告原稿等を添えて、指定の期間に市長に提出しなければならない。

- 2 広告掲載の申込みは、1広告主につき1枠とする。ただし、募集枠に申込み数が満たないときは、1広告主に複数枠の利用を認めるものとする。この場合における広告料は、1枠当たりの広告料に利用する枠数を乗じて得た額とする。

(広告掲載の決定)

第5条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告主に田辺市有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 第4条第1項の規定による申込みが広告掲載の募集数を超えた場合における掲載決定の優先順位は、市内に事業所（支店及び営業所を含む。）を有する広告主の広告を優先し、当該優先順位が同一の場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納入)

第6条 広告掲載料は、市が指定する期日までに一括納付しなければならない。

附 則

この基準は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年3月1日から施行する。